令和6年度 旭川市

空き家無料合同相談会

放置している

空き家を

空き家に関する お困り事はありませんか この機会に是非ご相談ください 相続した 家の管理は どうしたらい いんだろう

空き家を

売却したい

日時 令和6年11月16日(土)

 $10:00\sim17:00$

会場 旭川市国際交流センター

(1条通8丁目 フィール旭川7階)

どうしよう

対象者	空き家を所有または管理されている方 空き家となる予定の建物を所有または管理し,今後の管理や処分でお困りの方
内容	1. 相続や登記に関すること 2. 不動産取引に関すること 3. 住宅の除却に関すること 定 員
申込み締切り	令和6年11月6日(水)まで ※定員になり次第、締切ります。
申込み 方 法	申込書を郵送、FAX 又は E-mail にて、下記申込先までお送りください。 なお、電話によるお申込みはできません。
申込書配布場所	建築指導課窓口,市民課,各支所 旭川市ホームページからもダウンロードできます。 旭川市 建築指導課 検索
お申込みお問合せ	旭川市 建築部建築指導課 空き家担当 (10/11まで)旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階 (10/15以降)旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎3階 電話:0166-25-8561(直通), FAX:0166-27-3466

主催:旭川市

共催:旭川司法書士会 http://www.asa-s.jp/soudan_mado.html/

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会 旭川支部 http://takuken.net/